金沢市外国人旅行者受入環境整備事業　Q&A（令和７年度版）

（補助対象者）

Q1　　補助対象者になるにはどのような要件が必要か。

A1　　宿泊事業者、観光事業者、飲食店、商業施設で、制度概要にある別表１の対象要件を満たす方になります。施設毎に申請が可能です。申請は、一年度当たり一施設につき１回までです。

Q2　　申請者（法人等）の住所・所在地は金沢市外だが、施設は金沢市内にある場合、補助者に該当するか。

A2　　施設が金沢市内にある場合に限り、補助対象とします。

（補助対象事業）

Q3　　外国人旅行者の受入を目的に行う整備であれば、どのような整備でも対象となるか。

A3　　外国人旅行者の受入のための以下表における○及び●の新規の整備を対象とします。●は、整備必須項目です。既に整備しているか、もしくは補助金の実績報告時までに整備を完了する必要があります。（Q1 参照）

各整備の詳細な内容や経費については、制度概要の別表２をご参照ください。

補助対象項目	宿泊事業者	観光事業者	飲食店	商業施設
外国語表記	●	●	●	●
無線 LAN	●	●	○	○
クレジットカード	●	○	●	●
外国語食事メニュー	●※	○	●	―
外国人旅行者ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝｼｰﾄ	○	○	●	●
外国語ホームページ	●	●	●	●
免税店登録	○	○	―	●
トイレ洋式化	○	○	○	○
パスポートリーダー	○	○	○	○
多言語音声翻訳システム機器	○	○	○	○

※食事を提供しない施設、又は日替わりメニューのみの食事を提供する施設は除く。

Q4　　ＨＰ等の毎月の利用料は対象となるのか。

A4　　対象となりません。人件費等の経常的な運営費、レンタル、リース、通信費及び各種手数料に係る経費は対象外です。

Q5　地方自治体から指定管理を受けている施設、第三セクターの施設は対象となるのか。

A5　対象となりません。対象となる施設は民間事業者です。

Q6　既に整備済みや、整備に着手している事業も対象となるか。

A6　対象となりません。**補助金交付決定後以降に着手する整備事業のみ対象となります**。補助金交付決定前に着手していた場合は、補助金を交付しません。なお、申請書を提出いただいてから交付決定までに２週間程度必要です。

（交付申請）

Q7　申請はどのような流れか

A7　以下を参照してください。太枠は申請者側の作業、細枠は市から申請者への通知等を示します。

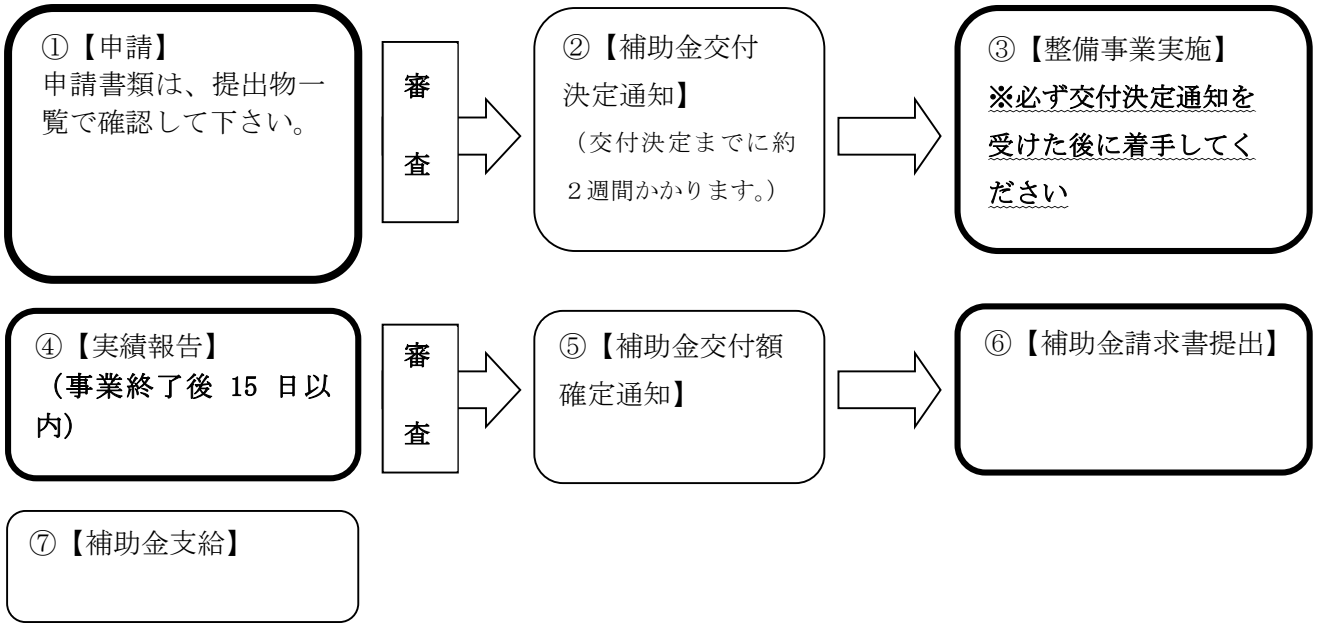

Q8　宿泊事業者として申請する予定だが、旅館業法第３条第１項の許可を受ける前でも申請可能か。

A8　旅館業法第３条第１項の許可を受けて、同法第２条第２項又は第３項の営業を行っている施設であることが補助対象事業者の要件となりますので、許可を受ける前に申請することはできません。

Q9　飲食店として申請する予定だが、食品衛生法第 52 条第 1 項の許可を受ける前でも申請可能か。

A9　食品衛生法第 52 条第 1 項の許可を受けていることが補助対象事業者の要件となりますので、許可を受けてから申請してください。

Q10　申請時に必要な書類は何か。

A10　提出物一覧をご参照ください。申請者の業種や補助対象事業によって、提出書類が異なります。規定の書式があるものと各申請者側でご準備いただく書類があります。

（事業内容の変更）

Q11　申請後、事業に変更がでた場合はどうしたらよいか。

A11　補助事業の内容の変更、又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合（市長が定める軽微な変更は除く）には、変更申請が必要となる場合があります。

（実績報告）

Q12　実績報告書に添付する書類は何か。

A12　提出物一覧をご参照ください。また申請時に整備中のため、補助対象事業者であることを証明できる書類を添付しなかった場合は、当該資料も添付してください。補助対象事業によって、提出書類が異なります。